

京都市告示第172号

京都市健康増進センターの指定管理者である公益財団法人京都市健康づくり協会から、開所時間の変更について次のとおり申請があったため、京都市健康増進センター条例第4条ただし書の規定に基づき、これを承認します。

令和4年6月1日

京都市長 門川 大作

1 変更する日

令和4年7月及び8月の月曜日

2 開所時間

午前9時30分から午後5時までとする。

(保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課)